地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業の実施（障害者地域生活支援拠点の設置）について

京 都 市 保 健 福 祉 局
障 害 保 健 福 祉 推 進 室

目次

1. 京都市の概要　p1
2. 事業目的及び事業実施主体　p2
3. 事業要旨　p3
4. 地域生活支援拠点の整備の類型　p4
5. 事業内容　p5
6. 必要な機能の具体的な実施内容　p6, p7
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）　p8

京都市の概要(平成28年5月1日現在)

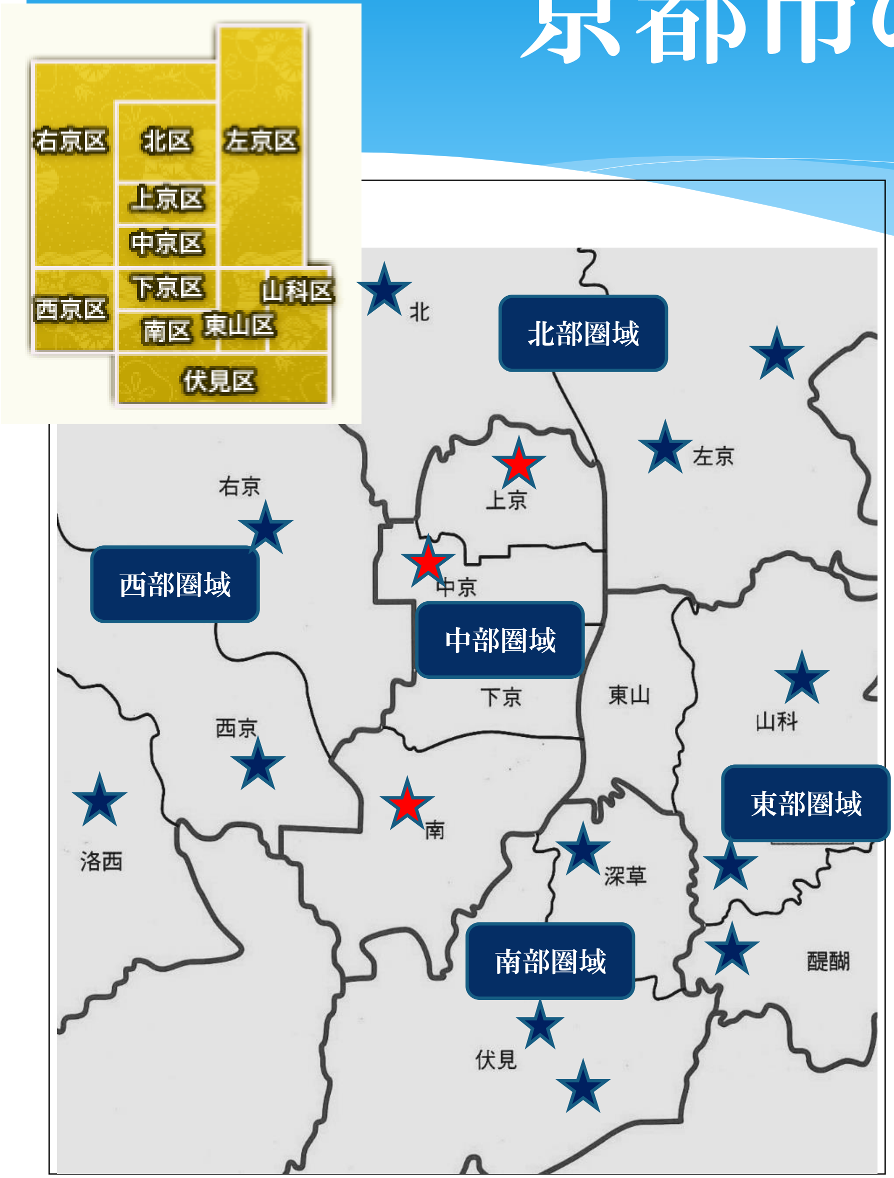

人口　1，475，125人
世帯　710，947世帯
面積　827．83km²

障害福祉サービス利用者数　10，817人

北部圏域	• 北区 • 左京区
中部圏域	• 上京区 • 中京区 • 下京区 • 南区
東部圏域	• 東山区 • 山科区 • 伏見区（醍醐支所管内）
西部圏域	• 右京区 • 西京区
南部圏域	• 伏見区（醍醐支所管内を除く）

★印は市内15箇所の障害者地域生活支援センターの位置

事業目的及び事業実施主体

○　事業目的

　第4期京都市障害福祉計画（計画期間平成27年度から平成29年度の3年間）において，国の定める基本指針を踏まえ，「障害者の地域生活の支援」として障害者地域生活支援拠点の整備を，成果目標として掲げている。

　本市においては，障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え，住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう，様々な支援を切れ目なく提供する地域生活支援の拠点を整備することを目的に「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施し，障害のある方における一層の安心の確保に着手しながら，ニーズの精査を行い，その後の障害者地域生活支援拠点のあり方を検討していくものである。

○　事業実施主体

設置先	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」
所在地	京都市中京区壬生仙念町30番地 京都市地域リハビリテーション推進センター1階

事業要旨

「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」においては，地域生活支援拠点にコーディネーターを配置し，「切れ目ない相談」と「緊急時の受入・対応の事前調整」を行う。

○中部圏域を対象(上京区，中京区，下京区，南区）

○障害者地域生活支援センター「なごやか」(地域生活支援拠点)
- 土日祝日・年末年始の緊急時の相談
- 登録者に対し，個別のニーズに応じた「緊急対応プラン」の作成
  → 福祉サービス事業者の協力によるネットワーク作り

○夜間・早朝相談受付専用電話(平成28年7月から実施)
- 深夜や早朝等の時間帯にも相談体制を確保

地域生活支援拠点等の整備の類型

既存の障害者地域生活支援センターに機能付加し，地域における複数の機関が機能を分担して担うことで，効果的に事業を実施する「面的整備型」を採用している。

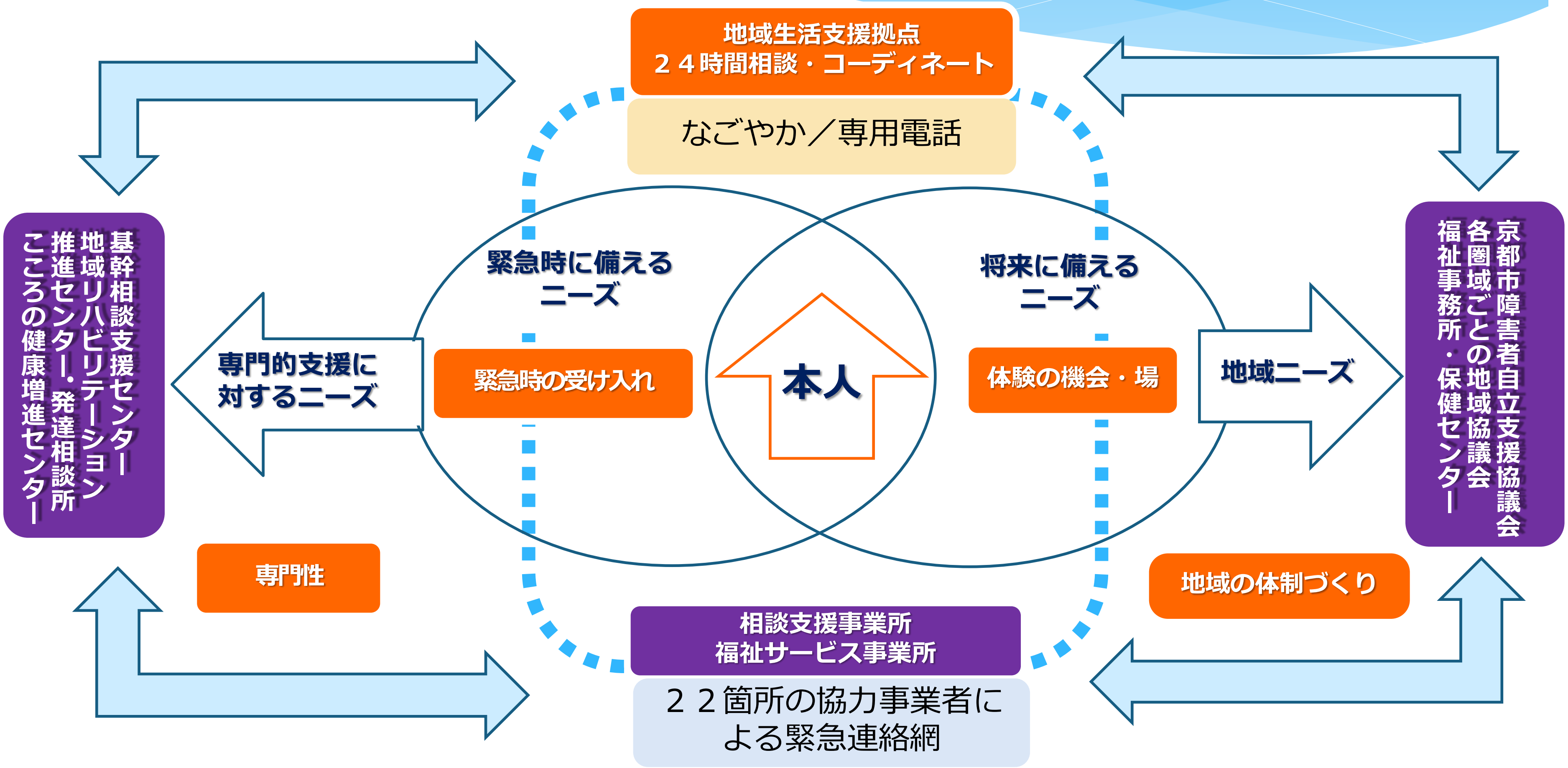

事業内容

○準備委員会等の開催実績

平成26年度以降の議論

- 京都市障害者自立支援協議会（年3回開催）
- 障害者地域生活支援センター連絡会議（年3回開催）

○関係者への研修

- 平成27年8月20日開催　京都府山城北保健所講演会

○その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業

- 障害者団体（8団体）へヒアリング
- 障害者緊急短期入所事業委託先に対し，事業説明及び協力依頼

必要な機能の具体的な実施内容①

(1)相談

○　平成27年6月1日から，「なごやか」に設置する障害者地域生活支援拠点おいて，土日祝日・年末年始の相談を開始（11時～19時）

○　福祉事務所，保健センター及び障害者団体等を通じて登録を勧奨し，56名の登録（平成28年3月末時点）があった。

○　登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき，緊急時には相談支援事業所と連携して，短期入所の調整・移送や訪問系事業所による在宅介護のコーディネート等の相談支援を行う。

（平成28年7月～実施予定）事業の枠組みを「個別相談」と「一般相談」に分ける

①個別相談（24時間相談対応）

事業対象者からの事前登録による「緊急対応プラン」の作成

＜事業対象者＞　～下記のうち，支援拠点に個人情報提供の同意のある者～
・単身で在宅生活する重度障害者（障害支援区分４以上の者）
・高齢の保護者のみと在宅生活する重度障害者（障害支援区分４以上の者）
・在宅生活する重度障害児童（重度障害者等包括支援の度合い）の保護者

②一般相談（土日祝日・年末年始含む11時～19時の電話相談）

必要な機能の具体的な実施内容②

(2) 体験の機会・場

○ グループホーム等と連携し，体験利用の場として活用
○ 緊急時の短期入所利用に備えた，体験利用の機会の確保

(3) 緊急時の受け入れ・対応

○ 登録者に対し，具体的な対応方法を記載した「緊急対応プラン」を作成
○ 緊急のサービス提供に備え，圏域のサービス提供事業者の協力を得て24時間の緊急連絡網のネットワークを形成

(4) 専門的人材の確保・養成

○ 地域生活支援拠点にコーディネーターとして社会福祉士等の相談員を配置
○ 本市のこれまでの取組と連携

・基幹相談支援センターによる，相談支援専門員向けスキルアップ研修
・京都市障害者自立支援協議会における医療的ケアの提供体制整備の検討及びマニュアル作成
・京都市地域リハビリテーション推進センターにおける医療的ケア研修・障害福祉サービス事業所等訪問支援事業

(5) 地域の体制づくり

○ 京都市障害者地域自立支援協議会等を活用して，地域における円滑かつ適正な相談支援体制及びサービス提供体制を整備

事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

○平成27年度の実施結果

- 登録者への訪問・連絡調整を行い「緊急対応プラン」を作成することで，個別ニーズの把握に努めた。

○今後の課題

- 個々のニーズに応じた緊急対応の検証
- 夜間・早朝を含めた，緊急時の円滑な支援のための体制構築
- 将来に備えた，住まいの場の充実と体験の機会・場の確保
- 地域のネットワークづくり等に係る地域ニーズの抽出

○実施方針

- 京都市障害者地域自立支援協議会等で事業のあり方を検討
- 住みなれた地域で安心して暮らせる自立した地域生活を促進